

## 第四部：「人権」と「民主」の涙

### 令和5年(ヨ)第1号 地位保全の仮処分命令申立事件

#### 決 定

岐阜県多治見市大藪町1898番地の2

債 権 者 峯 征 士

岐阜市藪田南二丁目1番1号

債 務 者 岐 阜 県 教 育 委 員 会

同 代 表 者 教 育 長 堀 貴 雄

#### 主 文

1 本件申立てを却下する。

2 申立費用は債権者の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 申立の趣旨及び理由

別紙「地位保全の仮処分命令申立書」及び「地位保全の仮処分に関する補正  
請願書」(以下、両者を併せて「別紙」という。)記載のとおりであるからこ  
れを引用する。

##### 第2 当裁判所の判断

1 別紙記載の内容によれば、債権者は、「観量性理論」について著作権を有す  
る旨主張し、同理論に関し債権者と同じ研究グループである「学問の会」に所  
属する長屋修において、同理論で言及されている「速度比較の原理」に基づき、  
債務者が作成する平成20年度理数科指導の手引き第36集(数学編)に掲載す  
る原稿を作成、提出したにもかかわらず、債務者において、「速度比較の原理」  
に基づく教育を行わせないようにしたなどとして、憲法に基づく国民たる地位  
の保全を求めるもののように思われる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、「争いがある権利関係」について、「債権  
者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とする」ときに  
発することができる(民事保全法23条2項)。

- (1) 債権者は、「国民たる地位」の保全を求めているが、一件記録にてらしても、債務者において債権者が日本国民であることを争っているといった事情は一切うかがわれない。

この点、債権者が、憲法 1 1 条を引用していることから、日本国民として有する何らかの具体的権利について債務者との間で争いがある旨主張しているものと善解するにしても、「憲法に基づく国民たる地位」との主張では抽象的にすぎ、債権者と債務者との間で、いかなる権利関係が争いとなっているのか、一件記録によっても判然としない。著作権に関する言及があることからすれば、債務者による債権者の著作権に対する侵害を問題にしているように解する余地が全くないわけではないが、そうだとすると、長屋修の著作物ではなく、債権者のいかなる著作物を、債務者がいかなる態様で侵害したかなどといったことは全く特定されていない。

また、債権者は、競馬法、自転車競技法等も引用しているが、これらの法律が、債権者について何らかの権利を保障するものとは解されない。

さらに、債権者は、憲法 1 4 条を引用しているものの、債務者の債権者に対するどのような扱いが、何との比較において差別に当たると主張するのか、それによっていかなる権利が侵害されているのかも明らかではない。

結局、本件申立ては、債権者が主唱する理論の正当性や、債務者が債権者の主唱する理論を受け容れなかったことについての不当性を述べているのみで、「争いがある権利関係」について具体的に主張するものではなく、仮処分命令の申立てとしては主張自体失当であるといわざるを得ない。

- (2) また、債権者の主張によっても、債務者が長屋修の作成した原稿を採用しなかったのは約 1 4 年前のことであり、それから 1 0 年以上が経過した現時点において、債権者が著しい損害や急迫の危険に直面していることを一応でも認めるに足りる疎明はない。

債権者は、この間、長屋修を通じて、各種団体や岐阜地方法務局人権擁護

課などに対し、債権者が首唱する理論を債務者が受け入れるよう働きかけたものの徒労に終わったようであるが、そのことから直ちに債権者が著しい損害や急迫の危険に直面しているといえるものではない。

- 3 以上のおおりにあるから、債権者の本件申立てには理由がない。よって、主文のおおりに決定する。

令和5年2月2日

岐阜地方裁判所

裁判官 横 井 健 太 郎

## 別紙

# 地位保全の仮処分命令申立書

令和5年 1月23日

岐阜県地方裁判所 御中  
印

債権者 峯 征士 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり  
仮処分により保全すべき権利 岐阜県教育委員会に抹殺された地位保全

### 申立ての趣旨

債権者が債務者に対し、  
憲法（国民は法の下に平等）、及び各種競技や競走法（競輪や競馬など）  
に基づく国民たる地位保全仮処分申立て。

との裁判を求める。

### 申立ての理由

第1 保全すべき権利関係

1 甲12号証 [11 観量性理論（著作権解放取り消し2022年11月13日）]。  
債権者（峯 征士＝ミネ ユキヒト）は、この著作権所有者である。

2 甲1号証 [学問の会【世界規模の間違い】]を参照。

債権者は1980年頃から、「ある一つの事柄についても人それぞれ違った  
考え方を持っている（紛争の原因）」ということを考えていた。そして、従来  
の学問（学校教育）の規範をなす「相対性原理は間違い」との確信に至りつつ  
あった。そこで、相対性原理の解析に没頭し、長屋修、板橋宏（今は故人）、  
辻本孝子ほか数名らと[学問の会]を結成したのである。

\* 「学問の会の目的」に注目。

\* 「新たな原理・原則の反証なきことの確認」に注目。

\* 「法規関係」に注目。

3 甲2号証 [1 欠陥教育の証明]を参照。

1頁目を参照されたい。そこでは挿絵を使い「速さを比較する際はゴールを  
一つに限定しなければならない」ということを、一般大衆、学生、子ども達にも  
分かる様に説明している。それから挿絵の下には「◇速度の比較は我々の生  
存・生活の必然性である」ことを、競輪や競馬など日常の実例をあげて説明し  
ている。当然ながら、上記の必然性は軍事力、思想、法律、宗教、金力、文化

や習慣などの違いに左右されることはなく、これを【速度比較の原理（世界共通の概念・認識）】と呼んでおいた。

ちなみに、上記の原理的な証明は、甲12号証 [11 観量性理論] に掲載しており、学問に絶対概念の導入が不可避となる（従来 of 学問は根底から覆る）。

4 甲9号証 [8 悪の枢軸 日本の法務省] の5頁（◇教育委員会と長屋修教諭の関係）には、下記の通り、長屋教諭に請われ債権者が速度比較の原理を債務者（岐阜県教育委員会）へ無償で提供した経緯が載っている。

- ・本事件の発端は、平成20年6月4日付けの検印を押した債務者からの「平成20年度『理数科指導の手引き第36集（数学編）』」の原稿作成を、岐阜県立各務原高等学校に依頼してきたことに始まる。
- ・岐阜県立各務原高等学校から長屋教諭は、かかる原稿の作成を任された。そして、長屋教諭は、速度比較の原理を基に原稿を作成したのである。この原稿を理数科と数学科の審査会に掛け、9月8日に決裁へ回した。その決裁済み書類には、大屋校長、林教頭、松原関係主任、小塩事務長、野原補佐たちの認め印が押されていた。
- ・長屋教諭は公文書の台帳に必要事項（各高第140号…）を書き込み、鑑に公印を押してもらい、その控えを取ってから債務者（岐阜県教育委員会）へ原稿を送った。
- ・長屋教諭は、速度比較の原理を無償提供してくれた債権者が代表を務める学問の会のホームページに上記の経緯を載せておいた。

5 さて、本事件の特異な性質を明らかにしておく。甲3号証 [2 教育界の弾圧（権力行使による洗脳教育）] の3頁の1行目の「弾圧の実態と子供達への精神的虐待」以降を参照。そこには、債務者の地位利用の威力に屈した長屋教諭と債権者の苦悩の一部始終が載っている。

- ・…省略…。
- ・長 屋：そんなホームページなどの削除の件よりも、子供達でさえ当たり前と言っている世界共通の常識、つまり速度基準に関する教育の件が大問題です。それとも競輪や競馬でゴールを二つにするのですか。暴動が起きますよ。世界共通の常識を無視したら、教育どころではなくなります。
- ・校 長：学習指導要領に従って教育してください。

・…省略…。

上記の如く、「速度比較の原理」が抹殺されてしまったのである。その為、長屋修教諭はチラシ配布による学校外への情報公開を行い、JARO等へもチラシを郵送（公益通報）したのである。その結果、長屋修教諭は再び校長室へ呼ばれることになったのである。

・…省略…。

- ・長 屋：分かりました（泣く子と地頭には勝てぬ）。

・…省略…。

という次第になった。つまり、債務者側の地位利用における強要により、債権者は長屋教諭の職務上の弱い立場であることに絶えきれず、東京本部閉鎖および速度比較の原理の取り消しという事態に追い込まれたのである（※2009年07月15日まで9ヶ月続いた騒動終了）。

6 甲1号証 [学問の会【世界規模の間違い】]の「法規関係」を必見。

※競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）

※自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

※小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）

※モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第三章 国民の権利及び義務 第十一条

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第三章 国民の権利及び義務 第十四条

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第十章 最高法規 第九十八条

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第十章 最高法規 第九十九条

※子どもの権利条約

債務者（岐阜県教育委員会）は、新たな「速度比較の原理」を抹殺したが、この事実は上記の法規を悉く破壊している。すなわち、債務者は地位（権力）を利用し、債権者の国民たる地位を剥奪しているのである（速度比較の原理を反証できないのに抹殺した）。当然、「人権」や「民主」の言葉の意をも破壊していることに注意せよ。

## 第2 まとめ

1 甲4号証 [3 国際連合人権理事会…]を参照。

そこでは、債務者の地位利用における威力の絶大な効果!?!が浮き彫りになっている。そして、学問の会の長屋修は、アムネスティ・インターナショナルはもとより、国際連合人権理事会、各人権擁護団体、各オンブズマン、各宗教団体などあらゆる関係方面に援護を求めたが、結果は徒労に帰した。

2 甲5号証 [4 洗脳教育と日本の対応]を参照。

菅直人総理大臣と伸子夫人宛に学問の会の長屋修はこれまでの議員達に対する様々な対応についての陳情を行ったが、無視された。

3 甲6号証 [5 洗脳教育と教育警察委員会（岐阜県議会）]を参照。

学問の会の長屋修は、岐阜県議会教育警察委員会宛てに陳情書を提出したが何の対応もされなかった（無視された）。

4 甲7号証 [6 情報暴力団と洗脳教育]を参照。

ニュートリノの実験と相対性理論のニュース（2011年09月～）をNHKは取りあげ、これに関する検証への協力を呼びかけた。それに学問の会の長屋修は

「アインシュタインは鏡なしで光をジグザグに折り曲げられるという前提のもとに相対性理論を構築」しているが、それは「中学生にも分かる原理的な間違い」との証明をNHKに再三再四、メールで送ったが抹殺されてしまった。その為、「NHKの経営委員らは鬼畜」と実名を列挙して罵倒したが、彼らは訴えを起こしてこなかった。

更に、NHKらの対応を優良番組推進会議（委員長有馬朗人）に知らせて対処を求めたが、ここでも無視された。

5 甲8号証 [7 洗脳教育と大学の立場] の1頁後半を参照。

学問の会の長屋修は、約800の大学および約200以上の関連機関へかかる欠陥教育（洗脳教育）の警告文を送付したが、どこからも何の返答もなかった。よって、彼らを「悪魔に魂を売った輩」と罵倒した。しかし、彼らも訴えを起こしてこなかった。

6 甲10号証 [9 どう償うのか…] を参照。

債権者らは、自由民主党衆議院議員古屋圭司国家公安委員長の多治見事務所で前回約束した返事を聞きに行ったところ、事務所の三園勇師氏は出入り口まで行ってドアを開け「この件は取り扱いませんからお帰り下さい」と言い出し追い出されてしまった（本件は抹殺された）。

科学雑誌ニュートンを読んだ学問の会の長屋修は、ニュートンプレス社や東京大学大学院総合文化研究科専任講師和田純夫らに内容の間違いを繰り返し連絡したが、これも抹殺された。

7 追記：学問の会の長屋修は下記の諸団体、

「上場の各社」「PTA」「教育インターナショナル」「公正取引委員会」  
「言論責任保証協会」「民主主義科学者協会」「社会貢献学会」  
「こどもの城」「国際法律家委員会」「国際連合アジア極東犯罪防止研修所」  
「日本学術会議」「国際数学連合」「台湾日語教育学会」「ホワイトハウス」  
などに実状を訴えて援護を求めたが、どこも対応してくれなかった。

### 第3 保全の必要性

1 甲9号証 [8 悪の枢軸 日本の法務省] を参照。

債権者と長屋修（学問の会）は、岐阜地方法務局人権擁護課に本事件を持ち込んだ。すると、法務局は仲裁の労をとってくれた。しかし、債務者は取りあわなかった。そこで、学問の会は世界中の子どもの為に「人権問題の告発」をする旨、法務局に申し入れた。この申し入れについて、

- ・…省略…。
- ・法務局：なるほど…！！ これだけ証拠が山積みしているのだから、本事件はやるしかない（宮川係長）。
- ・そうだな、実行することにする（栗原課長）。
- ・…中略…。



との返事をくれた（7頁終わりから8頁始めの会話）。その後、かかる告発の手続きに法務局へ行ったところ、課長と係長が替わっていたので驚いた。そして、話しに入ると、

- ・法務局：学問の会の主張の全てが分からない、と判断したから扱わないことにした。
- ・学問の会：…！！ 証拠等は山積みするほどあるし、分からないところは説明する。また、分からなければ調べよ。
- ・法務局：学問の会の主張の全て（関係書類一式を指して）が分からないと判断したから、調べる必要はない。
- ・…中略…。
- ・学問の会：その様なアホウの為に税金を払っているのではない。
- ・法務局：アホウといわれようが構わない。学問の会の主張の全てが分からないと判断し、今後一切、学問の会の訴え（告発）は取り扱わないことにした。
- ・…中略…。
- ・学問の会：これまでの法務局とのやり取りの全てを、法務省の見解として、ホームページに公表してよいか。
- ・法務省：結構だ。もう帰ってくれ。
- ・学問の会：名刺を渡せ。
- ・法務省：訴え（告発）は今後扱わないと決めたのだから、学問の会と二度と会うこともないし、名刺を渡す必要もない。

と一蹴された（8頁～9頁「ヤクザより質が悪い法務省」）。ここで注意すべきことは、債務者側に法務省が積極的に与した事実である!!…。法務省は債権者側を、税を搾り取る為に生かしている存在すなわち、牛馬の如く扱い、騒ごうが泣き叫ぼうが、その意はくみ取らなくてもよいとしているのである（筆舌に尽くし難い国民たる地位の剥奪に他ならない）。

2 甲12号証 [11 観量性理論（著作権解放取り消し2022年11月13日）] の10頁の末尾にある下記の引用文を参照せよ。

**【Wikimedia Foundationは学問の会が新たに提唱した**

**幾つかの原理・原則（関連事項を含む）を盗用したことを認めた】**

ことが、2020年10月1日に確定。しかしながら、現在に至るも著作権の盗用を続けている。この原因は、債務者（岐阜県教育委員会）の地位利用による威力や、甲9号証 [8 悪の枢軸日本の法務省] が「学問の会の主張の全ては分からないと判断した」として言葉の意まで抹殺したからである。

3 甲14号証 [第三部：世界平和への科学的道] の41頁～79頁を参照。

学問の会の長屋修が5ちゃんねるへ本事件の内容を投稿したところ、世界の主要検索サイトでは、2022年7月始めから約20億件～30億件超の評価が毎日続き、特に8月8日から11日にかけては50億件～60億件を上回る



炎上となって各サイトへの接続は一時、困難な状態に陥ったのである。しかしながら、日本のグーグルとYahoo!JAPANは数件から数十件程度に評価を押さえ込んでいるのである。

4 甲14号証 [第三部：世界平和への科学的道] を参照。

ここで特筆すべきは、34頁～37頁、及び83頁の「◇タタキ台その3」の通り、海外の主要検索サイトの検索結果の表の頁は「中学生でも分かるアインシュタインの思考レベル」や「世界規模の間違い」を始め、学問の会の関連記事で埋め尽くされていることである。ここに重大な問題がある。日本が本事件に関し、約14年間もの永きにわたって諸外国の耳目を塞いでいたという事実の発覚である（債務者側らの地位利用による威力の凄まじさ）。

以上

## 別紙

# 地位保全の仮処分に関する補正請願書

令和5年 1月27日

岐阜地方裁判所 御中

債権者 峯 征士 ⑩

### 申立ての趣旨（補正の内容）

債権者は、債務者の権力行使が各種競走法使用権剥奪、世界中の子どもの人権剥奪、語意剥奪、財産権剥奪、等の原因となっている事実に対し、唯一対抗可能となる憲法に基づく国民たる地位保全仮処分申立て。

との裁判を求める。

### 申立ての理由（補正の内容）

#### 第3 保全の必要性

##### 1 甲9号証 [8 悪の枢軸 日本の法務省] を参照。

債権者と長屋修（学問の会）は、岐阜地方法務局人権擁護課に本事件を持ち込んだ。すると、法務局は、債務者（岐阜県教育委員会）との仲裁の労をとってくれた。しかし、債務者は取りあわなかった。そこで、学問の会はやむなく世界中の子どもの為に「人権問題の告発」をする旨、法務局に申し入れた。この申し入れについて、

- ・…省略…。
- ・法務局：なるほど…！！ これだけ証拠が山積みしているのだから、本事件はやるしかない（宮川係長）。
- ・ そうだな、実行することにする（栗原課長）。
- ・…中略…。

との返事をくれた（7頁末尾から8頁の上から6行目までの会話）。その後、かかる告発の手続きに法務局へ行ったところ、課長と係長が替わっていたので驚いた。そして、話しに入ると、

- ・法務局：学問の会の主張の全てが分からない、と判断したから扱わないことにした。
- ・学問の会：…！！ 証拠等は山積みするほどあるし、分からないところは説明する。また、分からなければ調べよ。
- ・法務局：学問の会の主張の全て（関係書類一式を指して）が分からないと判断したから、調べる必要はない。
- ・…中略…。

- ・学問の会：その様なアホウの為に税金を払っているのではない。
  - ・法務局：アホウといわれようが構わない。学問の会の主張の全てが分からないと判断し、今後一切、学問の会の訴え（告発）は取り扱わないことにした。
  - ・…中略…。
  - ・学問の会：これまでの法務局とのやり取りの全てを、法務省の見解として、ホームページに公表してよいか。
  - ・法務省：結構だ。もう帰ってくれ。
  - ・…中略…。
  - ・法務省：訴え（告発）は今後扱わないと決めたのだから、学問の会と二度と会うこともない…。
- と一蹴された（8頁の25行目の「ヤクザより質が悪い法務省」から10頁の15行目まで）。ここで、積極的に法務省が債務者側に与していることを、自己証明したことになっている。しかも、その法務省の回答の根拠は、  
「学問の会の主張の全てが分からないと判断した」  
なのである。すなわち、法務省は債権者側の、  
「語意の剥奪」

という筆舌に尽くし難い前代未聞の行為に走ったのである。

- 2 甲12号証 [11 観量性理論（著作権解放取り消し2022年11月13日）] の10頁の末尾にある下記の引用文を参照せよ。

**【Wikimedia Foundationは学問の会が新たに提唱した**

**幾つかの原理・原則（関連事項を含む）を盗用したことを認めた】**

ことが、2020年10月1日に確定。更に、3頁の14行目の通り、

「国際的特殊犯罪集団Wikimedia Foundation」

と罵倒されながら、現在に至るも著作権の盗用を続けている。

上記の原因は、債務者（岐阜県教育委員会）の地位利用による債権者の各種競走法の利用（絶対概念が不可避の新学問体系）を封じたことである。

- 3 甲14号証 [第三部：世界平和への科学的道] の30頁～80頁を参照。

学問の会の長屋修は、5ちゃんねるへ本事件の内容を投稿したところ、世界の主要な検索サイト36ヶ所において、2022年6月始めから収録打ち切り（著作権解放取り消し）まで約20億件～30億件超の評価が続いていることが判明した。特に8月8日から11日にかけては50億件～60億件を上回る炎上となって各サイトへの接続が一時、困難な状態に陥っていた。

さて、この評価を、皆がする様に金銭価値に換算してみよう。この際、その平均は低く見積もって約20億件とする。更に価値判断を厳しく見積もって有効件数を1万分の1としておく。また、1件当たり1円で換算することになると、1日当たり、

$$20億件 \times 36ヶ所 \div 1万 \times 1円 = 720万円$$

となる。しかし、債権者はその対価を1円たりとも得ていない（損害）。それから、著作権（コンピュータ基本ソフトウェアを含む）を考えれば、債務者や法務省の地位利用による不法行為によって莫大な損害が生じていることは否定する余地などない（彼らからは何の不服も反証も提示されないことが証拠）。

4 甲14号証 [第三部：世界平和への科学的道] を再度参照せよ。

83頁の「◇タタキ台その3」の通り、海外の主要検索サイトの検索結果の表の頁は「中学生でも分かるアインシュタインの思考レベル」や「世界規模の間違い」を始め、学問の会の関連記事で埋め尽くされている。ここに重大な問題がある。日本のグーグルとYahoo!JAPANは数件から数十件程度に評価を押さえ込んでおり、日本が本事件に関し、約14年間もの永きにわたって諸外国の耳目を塞いでいたという事実の発覚である（債務者側らの地位利用による威力の凄まじさ＝国際社会に対する背信行為）。

以上

12

これは正本である。

令和 5年 2月 2日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 藤 井 雅 浩 (印)

## ○裁判所の判決

「令和5年(ヨ)第1号 地位保全の仮処分命令申立事件の判決(以下では判決書という)」がだされた。判決書1頁6行目の主文1には、予想どおり、「棄却」ではなく「却下」となっている。そして重要なのは、判決書1頁16行目の「**当裁判所の判断**」であり、**学問の会が発表した新たな原理・原則に関する初めての公式(裁判所の判決)が得られた**、ということである。

なお、裁判所の判決文の内容を精査しやすくする為、主要ヶ所は赤色、そして学問の会の主張は緑色で両者の比較がやりやすい様にしておく。よって、裁判所の判決文は写し書きしたものである。そして、このニュースは世界中の人が見る為、西暦で表記する。

### ◇地球の自転と各種競走法

※競馬法(昭和三十二年法律第百五十八号)

※自転車競技法(昭和三十二年法律第二百九号)

※小型自動車競走法(昭和三十五年法律第二百八号)

※モーターボート競走法(昭和三十六年法律第二百四十二号)

を簡単の為に各種競走法と呼んでおく。

判決書の2頁13行目~14行目に「**債権者は、競馬法、自転車競技法等も引用しているが、これらの法律が、債権者について何らかの権利を保障するものとは解されない**」と明言している。しかし、競走が成り立っているという事実には注意されたい。

小学校では地球儀(教材)を用意し、子ども達に地球が自転していることを教えている。地球の自転速度は、赤道付近では秒速約460メートルもあって音速の秒速約340メートルよりも遥にうわまわるが、北極や南極付近ではほとんどゼロである。然るに、100メートル競走を例にとると、**何時でも、何処でも、どの方向へでも、誰でも、競走が同じ様に成り立つことは子どもでも知っている(世界共通の概念・認識=宇宙の仕組み)**。なお、債権者は甲13号証[12 物理法則の不変基礎]においてその証明を行っている。この反証を、裁判官に強く求める。

### ◇ウィキペディアの著作権侵害(テンプレートの駄目出し)

判決書1頁24行目~25行目で裁判官は「**債権者に生ずる著しい損害**」の必要性を指摘している。しかし、債権者は既に甲12号証[11 観量性理論]の特別ページに**著作権侵害(損害)の証明**を行っている。そして、判決書11頁の終わりに、1日当たり720万円と算出しているが、裁判官はこれに対する反論を示していない。判決書2頁22行目~25行目で、事件の経過年数に言及しているが、11年経とうが、100年経とうが、宇宙の仕組みは変わらない(**法律は宇宙の仕組みを凌駕できないことに注意せよ**)。

判決書2頁10行目~12行目に、裁判所の判断理由の一つとして「**長屋修の著**

作物ではなく、債権者のいかなる著作物を、債務者がいかなる態様で侵害したかなどといったことは全く特定されていない」とある。これについては、判決書4頁中盤の申立ての理由の第1保全すべき権利関係の1において、甲12号証 [11観量性理論] 債権者（峯征士）は、この著作者である、と明記してある。更に、判決書5頁5行以降で説明している様に債務者（岐阜県教育委員会）が債権者のホームページを削除させ、理数科指導の手引きの原稿を抹殺したことが、ウィキペディアの著作権侵害などにつながっているのである。この事実は、判決書の10頁申立ての趣旨にも明記している「財産権剥奪」である。

## ◇憲法11条、14条、子どもの権利条約

### ※子どもの権利条約

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第三章 国民の権利及び義務 第十一条

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第三章 国民の権利及び義務 第十四条

判決書1頁25行目で「急迫の危険を避けるためこれを必要とする」を要件としているが、債権者は10頁申立ての趣旨（補正の内容）で「世界中の子どもの人権剥奪」と明記している様に、これは急迫した危険な状態である。

2頁4行目～8行目で「債権者が、憲法11条を引用している…」とあるが、憲法11条は「世界中の子どもの人権剥奪」に関する引用である。

判決書2頁15行目～17行目では「債権者は、憲法14条を引用しているものの、…、何との比較において差別に当たると主張するのか、…いかなる権利が侵害されているのかも明らかではない」と述べているが、それは「◇地球の自転と各種競走法」で証明したとおりである（裁判官は己の無知を債権者に転嫁するな）。

## ◇債務者と法務省による語意剥奪

10頁申立ての趣旨（補正の内容）の語意剥奪につき、裁判官は全く反論していない。すなわち、債務者と法務省が地位を利用して語意の剥奪に走ったことを、裁判官は認めているのである。ちなみに、グーグルやYahoo! JAPANで、

### “語意剥奪”

が既に取りあげられているから、検索されたい。

## ◇憲法98条、99条

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第十章 最高法規 第九十八条

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない

※日本国憲法（昭和22年5月3日施行）第十章 最高法規 第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ

憲法98条と99条を本裁判の要にしているが、これについて裁判官は言及して



いない。更に「◇地球の自転と各種競走法」「◇ウィキペディアの著作権侵害（テンプレートの駄目出し）」「◇憲法11条、14条、子どもの権利条約」「◇債務者と法務省による語意剥奪」を併せて考えれば、本判決の効力は全くない。

以上、・・・・・・・・

[目次へ戻る](#)

[付録へ](#)